

令和6年度山形県元気な地域農業担い手育成支援事業 プロジェクト計画公募要領

山形県元気な地域農業担い手育成支援事業（以下「本事業」という。）のプロジェクト計画を募集しますので、この要領に定めるもののほか、山形県元気な地域農業担い手育成支援事業実施要綱（令和6年3月29日付け農経第772号。以下「実施要綱」という。）及び山形県元気な地域農業担い手育成支援事業実施要領（令和6年3月29日付け農経第773号。以下「実施要領」という。）に基づき応募してください。

1 事業の目的

本県の地域農業の持続的発展を実現するため、地域農業における生産性の向上や、多様な担い手の育成・確保、多様な人材の活躍促進などを目指す意欲的な取組みを支援します。

2 応募の要件

(1) 応募資格

本事業に応募できるのは、事業の区分と事業内容ごとに、次のとおりとします。

事業の区分	事業内容	応募できる者
1 地域農業を支える組織的な取組み	(1) 地域農業の生産性を向上させる組織的な取組み	2人以上の営農組織、農業者団体等（農業支援サービス事業体を含む） ※最終受益者が2人以上であること ※構成員1人あたりの平均販売金額が概ね1,000万円未満であること
	(2) 多様な人材を受け入れる組織的な体制づくりの取組み	2人以上の営農組織、農業者団体等（新規就農者受入組織（協議会）を含む）
2 担い手の経営発展の取組み	新規就農者の経営発展の取組み	認定新規就農者等 ※原則として就農から10年以内の農業経営体で、販売金額が概ね1,000万円未満の者 ※農林水産省の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策のうち初期投資促進事業（以下「国庫事業」という。）の補助対象となる者は、国庫事業を優先的に活用することとする
3 多様な人材の活躍促進の取組み	(1) 多様な人材の労働環境改善の取組み	個人経営体、団体経営体、営農組織、農業者団体、その他法人等
	(2) 多様な人材の活躍場面の拡大の取組み	
4 担い手の営農定着の取組み	新規就農者の営農定着に向けた取組み	新規就農者 ※認定新規就農者又は過去に認定新規就農者だった者を除く新規就農者（新規参入者やUターン就農者、半農半X等）

5 上記1及び3のうち、県域（広域）での取組み	事業の区分1及び3に該当する事業内容で、概ね県の全域を活動区域として実施する取組み	事業の区分1及び3に応募できる者のうち、概ね県の全域を対象に活動する者
-------------------------	---	-------------------------------------

(2) 応募要件

本事業に応募しようとする者は、実施する事業の区分及び事業内容に応じたプロジェクト計画（計画期間：3年間（令和6～8年度））を策定するものとします。

当該プロジェクト計画には、計画策定年度から3年目までの各年度における目標を設定するものとし、最終年度の目標は、実施する事業の区分及びプロジェクトの目的ごとに、以下の要件を満たすものとします。

事業の区分	プロジェクトの目的	最終年度の目標
1 地域農業を支える組織的な取組み	(1) 地域農業の生産性の向上	(1) 販売金額または農業所得の増加（最終年は現状の15%以上の増となること。） (2) 独自の目標
	(2) 多様な人材を受け入れる組織的な体制づくり	(1) 地域での新規就農者等受入数の増加 (2) 独自の目標
2 担い手の経営発展の取組み	新規就農者の経営発展	販売金額または農業所得の増加（最終年は現状の15%以上の増となること。）
3 多様な人材の活躍促進の取組み	(1) 多様な人材の労働環境改善	(1) 農業従事者数または農業従事日数の増加 (2) 独自の目標
	(2) 多様な人材の活躍場面の拡大	(1) 次のいずれかの目標の達成 ア 農業従事者数または農業従事日数の増加 イ 新たな農業者グループの立ち上げ ウ 農業者団体等における役員数、委員数又は参画者数の増加 (2) 独自の目標
4 担い手の営農定着の取組み	新規就農者の営農定着に向けた取組み	プロジェクト期間（3年）以上の営農継続

5 上記1及び3のうち、県域（広域）での取組み	事業の区分1及び3のうち、該当する取組みのプロジェクトの目的に準じる	事業の区分1及び3のうち、該当する取組みの目標に準じる
-------------------------	------------------------------------	-----------------------------

※ 独自の目標は、地域農業の持続的発展に資する内容とし、少なくとも1つ以上は数値目標とします。

3 補助対象事業

プロジェクト計画を採択された者は、プロジェクト計画の内容を踏まえた事業実施計画を定めるものとします。

補助の対象となる事業は、以下の要件を全て満たすものに限りします。

- (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に資するものであること。
- (2) プロジェクト計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
- (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
- (4) ハード事業の場合にあつては、事業実施計画に基づく事業の事業費が20万円以上であること。
- (5) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
- (6) 事業実施計画に基づき導入される施設等が、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
- (7) 事業実施計画に基づき導入される施設等は、耐用年数が概ね5年以上であること。また、当該施設等が中古施設または中古機械である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。
- (8) 事業実施計画に基づく農業機械の導入については、「山形県特定農業機械導入基準（平成30年6月29日付け農技第300号山形県農林水産部長通知）」などを目安とすることで、その適正な導入、効率的な利用の確保等を図ること。
- (9) 事業実施主体は、事業の継続的な効果の発現を図るため、本事業によって整備された機械、施設等については、原則として農業保険法に基づく農業共済等へ加入すること。
- (10) 原則として、令和6年度に完了するものであること（令和6年度に加えて令和7年度に実施する計画を定めることも可能としますが、このたび計画が採択されたとしても、それが令和7年度における補助金の交付を保障するものではないことに御留意ください。).

4 補助率

補助率は、実施する事業の区分ごとに次のとおりとします。

事業の区分	補助金の額	
	県	市町村
1 地域農業を支える組織的な取組み	補助事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額の3分の1に相当する額以内の額	補助事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額の6分の1に相当する額以上の額
2 担い手の経営発展の取組み		
3 多様な人材の活躍促進の取組み		
うち、ソフト事業单独の場合	20万円又は補助事業に要する経費の3分の2に相当する額のいずれか低い額以内の額	10万円又は補助事業に要する経費の3分の1に相当する額のいずれか低い額以上の額
4 担い手の営農定着の取組み	補助事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額の3分の1に相当する額以内の額	補助事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額の6分の1に相当する額以上の額
5 上記1及び3のうち、県域(広域)での取組み	補助事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額の2分の1に相当する額以内の額 (事業の区分3のうちソフト事業单独の場合、30万円又は補助事業に要する経費のいずれか低い額以内の額)	—

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に必要な事業であって、事業実施計画に基づく事業に要する経費とします。ただし、土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、著しく汎用性の高い自動車・機械等の取得に係る経費及び原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜等の購入費は対象外とします。また、施設や畜産物等の単なる更新に係る費用も対象外です。

ソフト事業にあたっては、次に掲げるものに限りまます。

区 分	内 容
旅費	当該事業の実施に最小限必要な旅費及び講師旅費
報償費	当該事業の実施に最小限必要な講師等に係る謝金
需用費	当該事業の実施に最小限必要な次の経費 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費） 修繕費（資材類の修繕費）
役務費	当該事業の実施に最小限必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）、手数料
使用料及び賃借料	当該事業の実施に最小限必要な自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
物品購入費	当該事業の実施に直接必要な資材類の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
負担金	当該事業の実施に直接必要な講習等の受講費
その他	事業の実施に必要なと知事が認めるもの

(2) 補助対象経費の上限額

補助対象経費の上限額及びこの額を上回る場合の県補助額の上限額は、実施する事業の区分ごとに次のとおりとします。

事業の区分	補助対象経費上限額	(参考) 県補助金の上限額
1 地域農業を支える組織的な取組み	800万円 (ソフト事業のみの場合30万円)	$\times 1 / 3 \div 266.6$ 万円 (ソフト事業のみの場合、 $\times 1 / 3 = 10$ 万円)
2 担い手の経営発展の取組み	500万円	$\times 1 / 3 \div 166.6$ 万円
3 多様な人材の活躍促進の取組み	200万円	$\times 1 / 3 \div 66.6$ 万円
うち、ソフト事業 単独の場合	30万円	20万円 (定額)
4 担い手の営農定着の取組み	200万円	$\times 1 / 3 \div 66.6$ 万円
5 上記1及び3のうち、県域(広域)での取組み		
上記1に該当する取組みの場合	事業の区分1及び3のうち、 該当する取組みの補助対象経費 上限額に準じる	$\times 1 / 2 = 400$ 万円 (ソフト事業のみの場合、 $\times 1 / 2 = 15$ 万円)
上記3に該当する取組みの場合		$\times 1 / 2 = 100$ 万円
うち、ソフト事業 単独の場合		30万円 (定額)

6 応募方法

(1) 募集期間（各総合支庁）

令和6年3月29日（金）～ 令和6年4月26日（金）

(2) 応募に必要な書類

①プロジェクト計画書（実施要領別記様式第1号から第4号の該当部分）

②事業実施計画（実施要領別記様式第6号）及びその添付書類

(3) 提出先

応募者は、事業を実施する地区を管轄する市町村（1つの事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合は、原則としてその範囲に占める受益割合が最も大きい市町村）の役所・役場に、上記（2）の書類を提出してください。なお、県域（広域）での取組みを実施する場合は、上記（1）の期間内に、代表者の住所又は活動拠点を所管する総合支庁に提出してください。

(4) その他

① 市町村は、応募のあったプロジェクト計画が推薦すべきものであると認める場合には、上記（1）の期間内に、上記（2）の提出書類に意見書及び優先順を添えて、実施要領別記様式第5号により所管の総合支庁に提出してください。

② 必要に応じて、市町村や事業実施主体に対して、ヒアリングや応募書類の内容に関する問い合わせ又は追加資料の提出依頼を行うことがあります。

7 プロジェクト計画の採択

(1) 審査方法

県農林水産部に設置するプロジェクト計画審査会及び県の内部審査会において、プロジェクト計画の内容を審査し、予算の範囲内で採択します。

(2) 採否の通知

プロジェクト計画の採否については、推薦した市町村長に通知します。なお、県域（広域）での取組みを実施する場合は、応募者に直接通知します。

8 事業実施計画の承認 及び 補助金交付決定等に必要な手続き

プロジェクト計画の採択後は、各総合支庁の指示に従い、事業実施計画の提出、補助金の交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

9 事業実施主体の責務

本事業の実施に当たっては、以下の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領及び令和6年度山形県元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱（以下「補助

金交付要綱」という。)を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業により取得又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (3) 取得財産のうち規則及びそれぞれの事業において補助金交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはなりません。
なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (4) 事業実施主体は、プロジェクト計画に定めた年次目標の最終年度までの毎年度、プロジェクト計画の成果及び実施状況について、報告書を提出しなければなりません。また、最終年度の時点で目標の全部または一部が達成されていない場合は、事業実施年度から5年間、改善計画を提出しなければなりません。
- (5) 事業により得られた成果については、県が作成する資料等に掲載したり、セミナー等の県事業において事業実施主体から発表していただくことがあります。

10 問い合わせ先

事業の実施に関することについては、次に掲げる所管課にお問い合わせください。
市町村の受付期間については、各市町村の農林主管課にお問い合わせください。

所管課	所在地	電話番号
村山総合支庁 農業振興課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5518
山形県庁 農業経営・所得向上推進課	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1	023-630-3405